

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

吉富町

(都道府県: 福岡県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業					
区分	結婚新生活支援					
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)					
個別事業名	吉富町新婚家庭新生活応援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続			
実施期間	交付決定日 ~	令和5年5月31日	事業開始年度	H28 年度		
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,060,000			円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>平成15年から人口が自然減に転じている本町の出生数は、平成26～30年の5年間の年平均が56人であり、直近の令和元年も55人となっている。長年減状態が続いていたが、直近2ケ年では微増傾向にあり、合計特殊出生率についても、平成28～30年の平均合計特殊出生率が1.64、令和元年は1.74と比較的高水準を維持しており、継続的に実施してきた少子化施策について一定の効果が表れていると言える。しかしながら、総人口の減少は続いており、引き続き少子化対策が喫緊の課題であることに変わりない。</p> <p>一方、国勢調査により20～39歳男女の未婚率の推移を5歳階級別にみると、平成22年から平成27年にかけて、30代前半の女性を除く全ての階層で未婚率が上昇傾向にあり、平成27年では20代前半の男性93.2%、女性86.8%、20代後半の男性60.2%、女性50.4%がそれぞれ未婚という結果が出ており、晩婚化・非婚化の傾向が進んでいることが伺える。また、青年・子育て層(20歳～49歳:無作為抽出800人中回答247人)を対象に平成27年に実施したアンケート調査結果によると、また結婚に必要な条件について、未婚者のうち男性12.5%、女性28.3%が収入等の経済力を挙げています。</p> <p>このような現状を鑑み、少子化対策の一つとして、結婚に伴う経済的な不安の解消が有効であると考え、平成28年度に新婚家庭新生活応援事業を開始し、新婚夫婦の引越に伴う費用や家賃等の補助を行っている。今後も効果検証を行いながら事業を継続する予定であり、平成29年4月からは、対象となる賃貸借契約の時期条件を撤廃した。</p> <p>令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標において「新しいひとの流れの創出」や「継続した子育て支援」をそれぞれ掲げ、具体的には①移住・定住の誘導の推進 ②子育ての希望実現支援 ③地域ぐるみでの教育の推進などの取り組みを行うこととしている。また、同じく令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期吉富町子ども・子育て支援事業計画」においても、①地域における子育て支援②母子の健康増進③教育環境の整備④生活環境の整備などを掲げ、「夢と希望を持って子育てのできる住みよいまち」を目指すこととしている。本事業については、結婚を促進するとともに新婚世帯の経済的支援を行い、安心して妊娠・出産できる環境作りにつなげ、出産前を含む子育ての全段階において継続した切れ目ない支援を行うことを目標としており、総合戦略における取組②、子ども子育て支援事業計画における取組①などに位置づけられる。</p>					
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3					
	1. 概要					
	【補助対象要件】					
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	所得制限なし	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	新婚夫婦の満年齢の合計が80歳未満であること	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。					
	一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	(例)各費用に係る合計が●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	引越費用(初期費用)の上限 60,000円 家賃の上限 110,000円
		39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	引越費用(初期費用)の上限 60,000円 家賃の上限 110,000円
	【その他独自要件】					
<ul style="list-style-type: none"> 夫婦共に税・料の滞納がないこと 引越費用補助申請については「婚姻日から起算して前3ヶ月から後1年の間」という期限要件あり 						
2. ①申請見込み世帯数	18		世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	12	世帯	左記以外 6 世帯		

【積算根拠】

18件×(家賃最大110,000円+初期費用60,000円)×2/3(補助率)=2,040千円
 なお、件数について、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により婚姻件数が減少していたが、令和4年度は一定程度持ち直すことを見込み、令和3年度見込世帯数+5件とし、今回の対象は18件とする。
 ※本交付金の対象外については、一般財源で対応する。

令和3年度
見込世帯数

13

世帯

②継続補助の見込

0

世帯

対象経費支出予定額

0

円

3. 広報の実施予定

制度についてのチラシを町のイベント(春まつり、マルシェ、成人式)などで配布するとともに、JRの駅など人の往来が多い場所に配架する。また、近隣の不動産業者に対し、チラシの配架や制度周知についての協力要請を行う。さらに、町のHPのトップページに、制度紹介ページに直接リンクするバナーを掲載するとともに、町の特徴や魅力をまとめたPR冊子において、当該制度について積極的な展開を図る。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率	%	2 (令和5年)	1.71 (令和2年)
人口の社会増数	人	50 (毎年)	-26 (令和2年)	
電子母子手帳アプリ「母子モ」登録者数	人	150 (令和5年)	108 (令和2年)	
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.71 (令和2年)	
	婚姻件数	件	19 (令和2年)	
	婚姻率	%	2.82 (令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	70	55.6
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	75	73.9
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	87
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 ・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。 ・福岡県と圏域内の複数市町村が連携した広域的な出会いイベントの開催にあたって、イベントを企画するための情報提供、対象となる独身者の選定(どの企業・団体等にするか)、募集チラシの周知(集客)、参加者募集企業に対する結婚新生活支援事業の周知及び市町村が実施する子育て世帯向け講座等の周知(開催も含む)、各市町村の地域資源の提供を行う。また、福岡県が取り組む高齢者による子育て支援推進事業において、マイスター人材やマイスターの活動先となる子育て支援施設の提供等を行う。 			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の不動産業者等に対し、チラシを配布し、改めて制度周知強化に努めるとともに、チラシ配架や対象者への案内などについてご協力いただき、対象となる世帯に幅広く情報を提供する。 ・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。 			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的な方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的な方法を記入すること。